

成田市 特別簡易型総合評価方式 落札者決定基準

この総合評価方式落札者決定基準は、「成田市総合評価一般競争入札実施要綱」に基づき、総合評価方式（特別簡易型）を実施する工事に適用するものとする。

なお、簡易型、標準型及び高度技術提案型を実施する場合には学識経験者の意見聴取を踏まえ、市長が別に落札者決定基準を定めるものとする。

1. 落札者の決定基準

総合評価方式による落札者の決定は次の要件を満たす者のうち、価格と価格以外の要素を総合的に評価し、最も評価値の高い者を落札者とする。

ア 入札参加資格を満たす者

イ 入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者

ウ 価格による失格基準に該当する入札を行っていない者

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札となるべき最も高い評価値の入札者が2者以上ある場合においては、ちば電子調達システムを利用した電子入札システムによるくじ引きにより落札予定者を決定するものとする。

2. 評価値の算出方法

評価値は入札価格に基づいて算定した価格評価点と、入札参加希望者が提出した技術資料等（価格以外の要素）に基づいて算定した技術評価点との和により算出する。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

3. 評価点の配点

価格評価点と技術評価点の配点は原則、次のとおりとする。

- ・ 価格評価点 80点
- ・ 技術評価点 20点

4. 価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札者が提出した入札価格に基づいて次の算定式により小数点以下第2位を四捨五入して算定する。

$$\begin{aligned}\text{価格評価点} &= \text{価格評価点の配点} \times \text{最低の入札価格} / \text{入札価格} \\ &= 80 \text{点} \times \text{最低の入札価格} / \text{入札価格}\end{aligned}$$

5. 技術評価点の算出方法

技術評価点は、入札者が提出した技術資料等により、別記に示す評価項目及び評価基準に基づき算出された各入札者の評点の合計より、次の算定式により小数点以下第2位を四捨五入して算定する。

$$\begin{aligned}\text{技術評価点} &= \text{技術評価点の配点} \times \text{評点の合計} / \text{評点の合計の最高点数} \\ &= 20 \text{点} \times \text{評点の合計} / \text{評点の合計の最高点数}\end{aligned}$$

6. 入札手続

総合評価方式に係る入札手続きのうち、「入札書」、「内訳書及び配置技術者等調査票」については、ちば電子調達システムを利用した電子入札システムにおいて提出を求めるものとする。

7. 入札参加者に提出を求める技術資料

総合評価方式において、入札参加者に提出を求める技術資料は次のとおりであり、必要な資料、資料等の提出方法及び提出先、提出期限は公告に明記する。

具体的には、必要な資料を郵送により提出を求めるものとする。また技術資料のうち、施工実績等の実績については発注機関名及び工事名等の記載を求め、施工実績等を証明する資料として契約書等の写し等の提出を求めるものとする。

なお、協力雇用主については成田市が保護観察所に登録の有無、雇用の有無を確認するものとする。

技術資料

- ・同種工事の施工実績
- ・ISO認証取得を証明する登録証の写し
- ・配置予定技術者の資格及び施工経験
- ・災害活動、災害協定締結に係る実績等が確認できる資料
- ・地域美化活動ボランティアに係る実績が確認できる資料
- ・障がい者の雇用状況が確認できる資料
- ・高齢者の雇用状況が確認できる資料

- ・ 女性職員の雇用状況が確認できる資料
- ・ 若年者の雇用状況が確認できる資料
- ・ 建設業労働災害防止協会の加入状況が確認できる資料
- ・ 市内業者からの材料調達の実績が確認できる資料（契約書の写し等）
- ・ 市内業者の下請けの実績が確認できる資料（契約書の写し等）
- ・ 成田市が交付した消防団協力事業所表示証の写し
- ・ 若年者の技術者資格が確認できる資料
- ・ 女性の技術者資格が確認できる資料

別紙 評価項目及び評価基準

(1) 企業の施工能力

評価項目	評価基準	評点	配点
過去10年以内の同種工事・同規模工事の施工実績 (注1)	過去10年以内に完成し引渡しの済んだ成田市発注の同種工事・同規模以上の元請けとしての施工実績がある (注2)	4	4
	過去10年以内に完成し引渡しの済んだ成田市以外の官公庁等が発注した工事において、同種工事・同規模以上の元請けとしての施工実績がある (注2, 3)	3	
	過去10年以内に完成し引渡しの済んだ成田市発注の同種工事の元請けとしての施工実績がある	2	
	過去10年以内に完成し引渡しの済んだ成田市以外の官公庁等が発注した工事において、同種工事の元請けとしての施工実績がある (注3)	1	
	実績なし (入札参加資格としている場合には欠格)	0	
成田市発注工事における過去2年以内の同一業種の工事成績の平均点 (注1) (注2)	77点以上	8	8
	76点以上 77点未満	7	
	75点以上 76点未満	6	
	74点以上 75点未満	5	
	73点以上 74点未満	4	
	72点以上 73点未満	3	
	71点以上 72点未満	2	
	70点以上 71点未満	1	
	65点以上 70点未満	0	
	65点未満	-3	
成績なし	0		
成田市における過去3カ年度間の同一業種の優良工事の表彰回数 (注2) (注4)	3回以上または直近1カ年度に1回以上	3	3
	2回	2	
	1回	1	
	なし	0	
成田市における過去2年間の指名停止の有無 (注5)	あり	-3	0
	なし	0	
ISO9001 または ISO14001 の認証取得状況 (注6)	ISO9001、ISO14001 とともに認証取得している	2	2
	ISO9001、または ISO14001 を認証取得している	1	
	認証取得なし	0	

(2) 配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準	評点	配点
主任（監理）技術者の保有する資格 （注 7）	1 級土木施工管理技士または技術士のいずれかを保有している（注 8）	2	2
	上記の資格を保有していない	0	
過去 10 年以内の主任（監理）技術者の同種工事の施工経験 （注 1, 7）	官公庁等が発注した同種・同規模以上の工事で、主任（監理）技術者として経験あり（注 2, 3）	4	4
	官公庁等が発注した同種の工事で、主任（監理）技術者として経験あり（注 3）	2	
	官公庁等が発注した同種の工事で、現場代理人として経験あり（注 3）	1	
	経験なし	0	

(3) 地域精通度

評価項目	評価基準	評点	配点
建設業の許可における主たる営業所の所在地 （注 9）	成田市内に本店あり	2	2
	成田市内に支店・営業所あり	1	
	成田市内に拠点なし	0	

(4) 地域貢献度

評価項目	評価基準	評点	配点
災害活動の実績	成田市において、過去 10 年間に成田市が発注した災害活動等（地震、風水害、雪害対策を含む）の実績あり（注 1, 10）	4	4
	成田市において、過去 10 年間に成田市以外の官公庁等が発注した災害活動等（地震、風水害、雪害対策を含む）の実績あり（注 1, 3, 10）	2	
	なし	0	
災害協定締結の状況	成田市との間に、災害時の応急協力に関する協定を締結している又は災害時の応急協力に関する協定を締結する協力会等に参加している（注 11）	2	2
	なし	0	
消防団協力事業所の認定	成田市から消防団協力事業所表示証の交付を受けている（注 12）	1	1
	なし	0	
過去 2 年以内の成田市発注工事における成田市内業者からの	工事材料、製品等を市内業者より購入実績あり	1	1

材料調達の実績 (注 1)	購入実績なし	0	
過去 2 年以内の成田市発注工事における市内業者の下請け実績 (注 1)	市内業者への下請け実績あり	1	1
	下請け実績なし	0	

(5) 安全衛生・社会福祉

下記項目のうち

- 9項目以上該当している … 6点
- 8項目該当している … 5点
- 7項目該当している … 4点
- 6項目該当している … 3点
- 5項目該当している … 2点
- 1項目から4項目該当している… 1点
- 該当しない … 0点

過去2年間の地域美化活動等のボランティア実績がある(注 1, 13)
「障害者の雇用の促進等に関する法律」の法定雇用率を満たす障がい者を雇用している。または、法定雇用義務はないが障がい者を雇用している(注 14)
市内在住の障がい者を雇用している(注 14)
市内在住の高齢者を雇用している(注 15, 17)
市内在住の女性職員を雇用している(注 17)
女性技術者を雇用している(注 17, 18)
市内在住の若年者を雇用している(注 16, 17)
若年技術者を雇用している(注 16, 17, 18)
協力雇用主の登録があり、かつ、保護観察対象者等を雇用している(注 19, 20)
協力雇用主の登録がある
建設業労働災害防止協会に加入している

〔注釈〕

- 注1: 過去2(10)年とは、当該工事の入札公告を行う前年度から過去2(10)年間に当該年度の入札公告日までを加えた期間とする。
- 注2: 発注工事と同種工事とは、発注工事と同様な内容を有する工事をいう(入札公告で定める)。また、発注工事と同規模以上とは、発注工事の予定価格(税込)以上の請負金額により契約した工事をいう。また、同一業種とは、建設業法で規定する業種と同一であることをいう。
- 注3: 官公庁等が発注した工事とは、国等(各省庁、独立行政法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関およびこれに準ずる機関))、県等(都道府県、千葉県道路公社、千葉県まちづくり公社、千葉県土地開発公社、千葉県下水道公社、千葉県住宅供給公社、旧千葉県農業開発公社、政令指定都市、千葉市都市整備公社、千葉市土地開発公社、千葉市住宅供給公社)及び市町村等(市町村(政令指定都市を除く)、千葉県内の以下の以下a～cのいずれかの団体(a. 地方自治法に基づく一部事務組合で建設工事を発注している組合、b. 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村公社で建設工事を発注している公社、c. 市町村が設立に際し、基本財産の全部または一部を拠出し、かつ、市町村の建設工事の実施を寄付行為または定款の目的または事業の1つとしている公益法人(平成20年12月1日以降設立された公益財団法人または同年11月30日まで財団法人(特例民法法人)であったもの)の発注工事とする。
- 注4: 過去3カ年度間とは、当該工事の入札公告を行う前年度から過去3年度間とする。
- 注5: 過去2年間とは、当該工事の公告日から遡って2年間の成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領に規定する指名停止措置の有無とする。なお、指名停止は指名停止期間を対象とする。
- 注6: ISOの認証取得については、成田市と契約を締結する事務所における認証取得の有無によるものとし、(公財)日本適合性認定協会(JAB)またはJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものとする。
- 注7: 配置予定技術者は複数の技術者を申請することはできない。落札者の決定の後に特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、申請時の配置予定技術者と同等以上の資格を有する者を配置しなければならない。
- 注8: 当該工事の業種により「1級土木施工管理技士」に代わり、「1級建設機械施工技士」、「1級電気工事施工管理技士」、「1級管工事施工管理技士」、「1級造園施工管理技士」、「1級建築士」、「1級建築施工管理技士」を適宜設定する。
- 注9: 入札参加者条件が、市内に本店を有しているとした場合は、評価項目から削除する。
- 注10: 災害活動等とは、官公庁等より緊急的に出動指示、対応指示を受け、実施した活動を言う。なお、災害に関連する本復旧工事及び年間維持管理業務委託は対象とならない。

- 注 11: 協力会等とは、「成田市空衛協力会」、「成田市電設事業協同組合」、「成田市管工事協同組合」、「成田市建設業災害対策協力会」をいう。
- 注 12: 本工事の公告の日から開札の日までの間において有効な消防団協力事業所表示証であること。
- 注 13: なお、ボランティア活動については会社として行っているボランティア活動を対象とする。職制を離れ、個人として参加したボランティア活動については対象外とする。
- 注 14: 当該工事の公告日現在の障がい者の雇用を対象とする。
- 注 15: 高齢者とは当該工事の公告日現在 65 歳以上の者をいう。
- 注 16: 若年者とは当該工事の公告日現在 15 歳以上から 35 歳未満までの者をいう。
- 注 17: 当該工事の公告日現在 3 か月以上の直接的・恒常的な雇用関係にあることを必要とする。
- 注 18: ここでいう技術者とは、建設業法で規定する主任技術者になりうる資格を持つ者をいう。なお、業種は問わない。
- 注 19: 保護観察対象者等とは、更生保護法第 48 条に定める保護観察中の者及び同法第 85 条に定める更生緊急保護中の者をいう。
- 注 20: 当該工事の公告日から過去 2 年以内に、3 か月以上の直接的・恒常的な雇用関係にあることを必要とする。なお、過去 2 年とは当該工事の入札公告を行う前年度から過去 2 年間に当該年度の入札公告日までを加えた期間とする。

附 則

この基準は、平成 20 年 8 月 22 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21 年 8 月 21 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。